□ 令和6年度京都府建設工事競争入札参加資格審査申請の中間受付について

京都電業協会 -5.10.-4 受付

令和5年10月 京都府建設交通部

京都府(警察本部、教育庁、関係公社等を含む。)が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請の中間受付を、下記のとおり実施します。

記

1 受付期間、受付場所及び受付時間

受付期間:令和5年11月22日(水)から同年11月30日(木)まで

	申請方法	宛先		受付有効期間
建設工事の請負	郵送申請のみ	府内業者	京都府各土木事務所	11月22日(水) 消印分
		府外 業者	京都府建設交通部 指導検査課	11月30日(木) 消印分

2 申請の種類

資格審查申請

令和5年度の入札参加資格をお持ちでなく、令和6年度の入札参加資格を希望される方が対象となります。

また、<u>令和5年度の入札参加資格に加えて、業種の追加を希望される方</u>につきましても今回資格申請してください。

ISO・障害者雇用等に係る変更申請

令和4年の定期申請時(令和5年2月の追加申請時含む。)にISO・障害者雇用等に係る主観点項目を申請しなかった方で、次の事項に該当する場合は「ISO・障害者雇用等に係る変更申請書」により上記の申請期間内に変更申請してください。

- ①国際標準化機構が定めた ISO9001 又は ISO14001 に適合している旨の認証の取得がある場合
- ②特定非営利活動法人KES環境機構が定めたKES (ステップ1及びステップ2) に適合している 旨の認証の取得がある場合
- ③身体障害者、知的障害者又は精神障害者に係る法定雇用率を達成している場合及び法定外で雇用している場合
- ④建設業労働災害防止協会京都府支部に入会している場合
- ⑤不当要求防止責任者を選任し、当該責任者が講習の受講を修了している場合
- ⑥保護観察対象者等を雇用している場合

なお、ISO・KESの認証期限切れ及び取消、障害者の雇用に係る法定雇用率を達成しなくなった場合、法定外での雇用が無くなった場合、建設業労働災害防止協会を退会した場合及び不当要求防止責任者の雇用が無くなった場合、保護観察対象者等の雇用が無くなった場合にも必ず申請してください。

その他(府内業者のみ)

令和4年の定期申請時(令和5年2月の追加申請時含む。)に提出された「建設機械等保有状況申告書」及び「建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿」についての変更の受付はありません。(これらの受付は2年毎としており、次回は令和6年11月の定期申請時に受付を行う予定です。)

3 申請の主な要件 経営事項審査申請を"はじめて"受ける方は特にご注意下さい。

- (1) 経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書の審査基準日及び審査結果通知日が、令和4年4月 1日から令和5年10月31日までにあること。
- (2) 希望する業種の建設業について許可を受けており、経営事項審査において平均完成工事高が有ること。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。(適用除外の場合を除く。)

4 注意事項

- (1) 府が実施する建設工事競争入札に参加しようとする者は建設工事競争入札参加資格審査申請を行ってください。
- (2) 窓口による受付は行いません。申請書類に不備等がないかを確認し、郵送してください。
- (3) 測量等業務の指名競争入札参加資格審査申請の中間受付は、令和6年2月の予定です。 詳細については決定次第、ホームページに掲載する予定です。

5 申請書及び添付資料等について リンク有 囲み枠内をクリック

府内、府外業者とも申請書・添付資料は、京都府ホームページからダウンロードにより入手できます。 (http://www.pref.kyoto.jp/shimei)

6 問い合わせ先

(1) 京都府建設交通部指導検査課調整係 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 電話 075-414-5225 FAX 075-414-5183

(2) 京都府各土木事務所

· 丹後土木事務所

京都土木事務所
・乙訓土木事務所
・山城北土木事務所
・山城北土木事務所
・山城市土木事務所
・南丹土木事務所
・中丹東土木事務所
・中丹西土木事務所
電話
0774-62-0047
電話
0774-72-1151
電話
0771-62-0025
・中丹東土木事務所
電話
0773-42-1020
・中丹西土木事務所

電話 0772-22-3244